

科 目	必・選	担 当 教 員	学 年 ・ 学 科	単 位 数	授 業 形 態								
技術者倫理 (Ethics for Engineers)	必	田村 敏雄 後藤多栄子	2年生 メカトロニクス工学専攻 エコシステム工学専攻	学修単位 2	半期 週2時間								
授業概要	田村敏雄による工業倫理の集中講義そして後藤多栄子による独占禁止法を含む知的財産権法の講義をおこなう。企業人としてのコンプライアンス(法令遵守)についての知識や理解を深める内容である。ビデオ教材や事例研究を通じて技術者倫理の問題を学び、研究レポートや事例報告を通して理解を深める。												
到達目標	技術者としての義務や責任を法令遵守という側面より学習し、具体事例に含まれる争点や論点を分析する。事例分析をすることにより、問題解決能力や問題防止能力を高める。社会に対する技術者、企業人としての責任を理解し、同時に、企業としての社会や地域環境に対する責任意識を理解し、個々人の倫理観を高める。 到達目標を以下に示す： 1、技術者倫理関連や企業コンプライアンスに関する事例の報告を発表したり、課題レポートを作成できる。(A-b) 2、工学技術の諸問題そしてコンプライアンス(法令遵守)の問題点について、社会や企業、そして企業人や技術者との関連性をふまえて防止策や改善策などを提案できる。(A-b)												
評価方法	課題レポート、テストそして事例研究報告を行う。 以下の評価判断でCランク以上で合格点に達成したとする。 <評価の判断> Aランク：詳細に調査(説明)している。内容が必要十分で明確である。(90～100点) Bランク：調査(説明)ができていない。内容が必要十分でない。(70～89点) Cランク：調査(説明)をしているが、内容が不足している。(60～69点) Dランク：報告しない、もしくはできない。(不可)												
教科書等	技術者による実践的工学倫理 中村収三・(社)近畿化学協会(化学同人)編著[購入してください]												
内 容	(1回の自宅演習は200分を目処にする。)				学習・教育目標								
第1回	技術者倫理序論：倫理規定、技術者の位置づけ：JABEE/ABET等認定と国際比較 (自宅演習)				A								
第2回	技術者倫理と技術倫理：事例研究1(個人レポート、グループ討議・発表) (自宅演習)				A								
第3回	事例研究2：(個人レポート、グループ討議・発表) (自宅演習)				A								
第4回	技術者と倫理：企業倫理、製造物責任：PL法、訴訟事例研究、欧米比較 (自宅演習)				A								
第5回	事例研究3：(個人レポート) (自宅演習)				A								
第6回	倫理問題への対応：公益通報者保護法、実践的倫理のすすめ (自宅演習)				A								
第7回	法令遵守の基本理念(憲法)について事例を挙げて講義する。(自宅演習)				A								
第8回	刑法の基本的考え方について事例をあげて講義する。(自宅演習)				A								
第9回	民法の基本的考え方について事例をあげて講義する。(自宅演習)				A								
第10回	独占禁止法：競争と独占との関係について講義する。(自宅演習)				A								
第11回	3条前段の私的独占、そして3条後段の不当な取引制限(カルテル・入札談合)について講義する。(自宅演習)				A								
第12回	19条不公正な取引方法(優越的地位の濫用・再販売価格拘束・不当廉売等)について事例をあげて講義する。(自宅演習)				A								
第13回	著作権法、商標法、意匠法制度について概要を講義する。(自宅演習)				A								
第14回	特許法制度についての概要を講義する。(自宅演習)				A								
第15回	知的財産に関する国際的取り決めである条約について概要を講義する。(自宅演習)				A								
(特記事項) 1回から6回分は非常勤講師の田村先生により集中講義でおこなう。9回の後藤担当授業分のうち2回分で、和歌山関連の特許・商標・意匠についての講義をする予定である。		JABEEとの関連											
		JABEE	a	b	c	d1	d2a)d	d2b)c	e	f	g	h	i
		本校の学習・教育目標	A	A	C-1	C-1	C-2	B	B	D	C-3	B	B
				◎									

1. 合格ラインについて、特に記載の無いものは、60点以上を合格とします。

2. 定期試験について、特に記載の無いものは、評価配分を均等とします。(【例】年4回定期試験を実施した場合の各定期試験の評価配分は、特に記載の無いものは、25%ずつになります。)

### 事前学習

和歌山関連の知的財産についてリサーチをおこなう。例えば、和歌山県に関する地域団体商標を調べる（出願団体名、商標名、地域の産物のPR方法、知名度、同じ分類である例えば有田みかんと下津みかんなどどういった種類が同じ地域で商標登録しているかを学ぶ。）

特許庁のデータベースの「特許情報プラットフォーム」を使用して、特許・意匠・商標を調べる。和歌山県関連のもののみならず、学生たちの研究分野や興味がある分野の検索をおこない。例示を学ぶ。

基礎的な法律体系である、憲法、民法、刑法、独占禁止法を学ぶ前に、六法やネットなどをおして条文をみつけておく。これまでニュースとしてとりあげられた事件などを法律ごとに区分して、何が争点であったかをみつけておく。

### 事後学習

引き続き特許庁データベースの「特許情報プラットフォーム」を活用し、メディアのニュースを通じて地域の最新情報に触れ、和歌山地域について継続した調査そして理解を深める。知的財産法全体の体系的な理解を、それぞれの法律関連の事例を学ぶことで論点分析能力や論点整理能力を養う。

基礎的な法律体系である、憲法、民法、刑法、独占禁止法のそれぞれ論点を授業で学んだ後に、裁判所のHPや公正取引委員会のHPにて事案を調査する。判決文を読み、原告、被告（被告人）の主張、そして裁判所による判断を簡潔にまとめる。論点を中心に論点における裁判所の判断を分析する。最高裁判所の判例と下級裁判所の判決の違いを判決内容を比較しながら理解する。